

児童発達支援（障がい児通所支援）について



児童に発達の遅れがある、または障がいがある場合に、児童が通所支援事業所に通い、必要な支援を受ける制度です。

1 通所支援の種類と内容

児童発達支援	集団及び個別療育が必要な未就学の児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	肢体に不自由があり、理学療法等の機能訓練または医療的管理下での支援が必要な児童に対し、児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	学校に就学している児童に対し、授業の終了後や学校休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等に通い、当該通所先で専門的な支援が必要と認められる児童に対し、集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難である児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。

2 利用者負担上限月額

通所支援の費用の原則 1 割が利用者負担となります（食費等の実費負担分を除く）。ただし、世帯の収入等に応じて月額上限負担額（右表）が設定されます。

生活保護世帯・市民税非課税世帯		0円
市民税課税世帯	所得割額 28万円未満	4,600円
	所得割額 28万円以上	37,200円

● 上限月額の調整

2つ以上の事業所を利用する場合（複数の児童が利用する場合は、きょうだいを利用する分を含めます。）は、各事業所の利用者負担額を合算して負担上限月額を超えないよう調整されます。この場合、原則として契約日数の最も多い事業所に負担額を管理する事務を依頼し、市に届け出る必要があります。

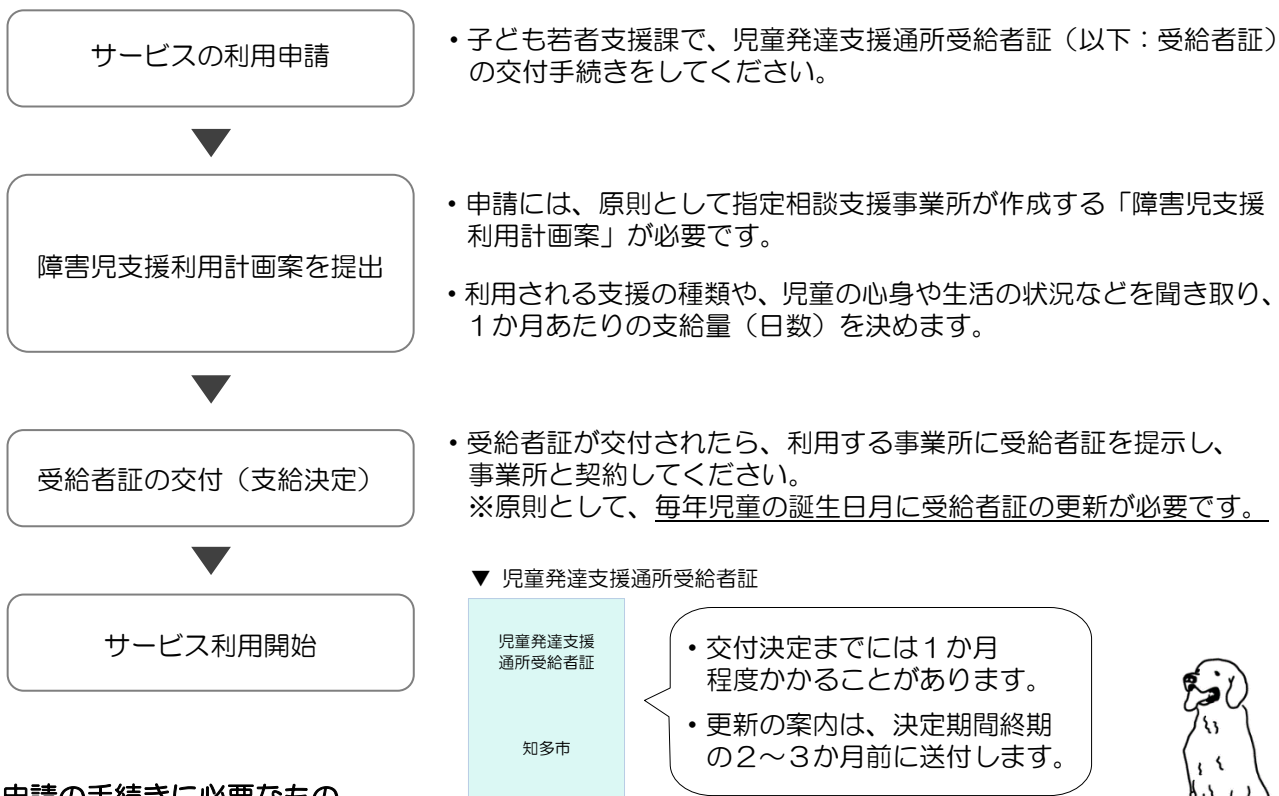
● 多子世帯軽減措置

未就学児童が通所支援を利用される世帯で、以下に該当する場合は、利用者負担額の軽減措置が受けられます。

- ① 当該児童に保育園等に通う兄または姉がいる場合（きょうだいの通園証明書が必要な場合があります。）
- ② 当該児童に同居の兄または姉がいる、かつ、児童の属する世帯の市民税所得割の合算額が 77,101 円未満（目安：年収約 360 万未満）である場合

※ 世帯の構成や所得により軽減割合が変動しますので、詳しくはお問い合わせください。

3 児童通所支援利用の流れ



4 申請の手続きに必要なもの

全員に提出いただくもの	障害児支援利用計画案（原則として、指定相談支援事業所が作成したもの） ※指定相談支援事業所が見つからない場合等は、保護者が「セルフプラン」を作成することができます。 ※居宅訪問型児童発達支援を利用する場合及び児童の療育の必要性が確認できるものをお持ちでない場合は、「セルフプラン」を作成することはできません。
	児童の療育の必要性が確認できるもの（療育手帳、身体障がい者手帳、精神保健福祉手帳または医師の診断書、第三者による意見書等） ※指定相談支援事業所が作成した障害児支援利用計画案を提出することで、これに代えることができます。
	個人番号カードまたは通知カードと本人確認ができる書類 （対象児童及びその保護者のうち生計中心者のもの）
必要に応じて提出いただくもの	2か所以上の事業所を利用する場合 ▶ 利用者負担上限額管理事務依頼(変更)届出書
	対象児童に市外または私立の幼稚園や保育園に通う兄または姉がいる場合 ▶ きょうだいの通園証明書
	医療型児童発達支援を利用する場合 ▶ 児童の保険証

5 その他

児童発達支援についての詳細は、市ホームページに掲載しています。

 児童発達支援について	 市内障害児通所支援事業所	 市内障害児相談支援事業所
---	---	---